

平成29年度第1回風景づくり委員会 議事概要

日 時：平成29年6月30日 午前9時30分から11時30分
場 所：生活工房 セミナールームB

都市整備政策部都市デザイン課

付属機関会議録

会議の名称	平成29年度第1回風景づくり委員会
事務局を主管する課の名称	都市整備政策部 都市デザイン課
開催日時	平成29年6月30日 午前9時30分～午前11時30分
開催場所	生活工房セミナールームB
出席者	<p>【世田谷区風景づくり委員会】 入江彰昭委員、岡田雅代委員、田邊学委員、古内時子委員、野原卓委員、山本裕委員、井田里美委員</p> <p>【事務局】 都市整備政策部長 渡辺正男 都市整備政策部都市デザイン課長 清水優子、都市デザイン担当係長 一坪博、担当職員 水野幸、高野麻衣 (株)アルテップ 2名</p>
会議の公開・非公開・一部非公開の別	公開
傍聴人の数	1名
会議次第・内容	<p>開 会</p> <p>1. 議 題</p> <p>1) 風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会（4月29日開催）の報告 ・風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）素案 <p>2. 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 界わい形成地区に関する取組み 2) せたがや地域風景資産クイズコンテスト <p>3. 事務連絡等</p> <p>閉会</p>

平成29年度第1回世田谷区風景づくり委員会

平成29年6月30日（金）

○都市デザイン課長 皆様、おはようございます。都市デザイン課長の〇〇で
ございます。定刻になりましたので、平成29年度第1回風景づくり委員会
を開会いたします。

本来は、風景づくり委員会会長が開会を宣言するところでございますが、
第8期風景づくり委員の任期が、平成29年1月31日をもって満了となり
まして、3名の委員の交代がございます。また、委員長、副委員長の席が空
席になっておりますので、新しい委員のご紹介及び会長、副会長の選任まで、
私が進行をさせていただきます。

また、委員の委嘱につきましては、本来であれば委嘱状を直接お渡しすべ
きところですが、委員にご就任いただく平成29年2月1日の時期に、委員
会の開催がございませんでしたので、2月上旬に皆様に郵送させていただく
形をとらせていただきました。第9期風景づくり委員の任期は、平成29年
2月1日から平成31年1月31日までとなっておりますので、どうぞよろ
しくお願いいたします。

委員会の開催に当たりまして、都市整備政策部長より皆様にご挨拶を申し
上げます。

○都市整備政策部長 おはようございます。〇〇でございます。今、司会のほ
うからありましたように、第9期の風景づくり委員会ということで、本日ス
タートを切らせていただきますけれども、各委員の皆様方におきましては、
委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は
早い時間帯の会議にもかかわらず、また足元の悪い中、お忙しい中、お集ま
りいただきまして誠にありがとうございます。

それから日ごろ、世田谷区のまちづくりにつきましては、皆様方には大変
ご理解とご協力をいただきましたこと、この場をおかりしまして御礼申し上
げます。

第9期の風景づくり委員会につきましては、昨年度、屋外広告物関係につ
きまして、一段の風景づくりという中での取り組みを進めていこうというこ

とで、骨子案をお示しさせていただき、皆様方からもご意見等いただきながら事務局のほうで詰めてまいりました。本日は、素案という形で一步整理をしてございますので、そちらを報告させていただき、皆様方からまたご意見、ご助言等をいただきたいと思いますと思っております。

また、今後の進め方につきましても、ご助言をいただければありがたく思っております。

本日は、新しい委員長、副委員長の選任もされるということで、9期のスタートでございますけれども、皆様方におきましては、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

それではまず、本日の委員の皆様のご出席についてご報告いたします。本日の委員のご出席は7名となっております。従いまして、本日の委員会は世田谷区風景づくり条例施行規則第34条に定める会議の定足数、委員の2分の1以上の4名に達しておりますことをご報告いたします。

それでは第9期世田谷区風景づくり委員の皆様をご紹介します。お手元の資料1に委員の名簿がございますので、あわせてごらんください。お1人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場で一言ご挨拶をお願いいたします。

○○○○様でございます。

○委員 東京農業大学の○○と申します。どうぞよろしく願いいたします。

所属が2つになっていますが、今年から新たに新学科が設立されまして、そちらのほうでも併任ということになっております。どうぞよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 ○○○○様でございます。

○委員 ○○と申します。世田谷区民ではないのですが、風景づくりの市民参加の現場に割と初期からいたので、今、委員をさせていただいております。よろしく願いします。

○都市デザイン課長 ○○○○様でございます。

○委員 ○○○○設計室をやっております、○○○○と申します。私は、共立女子大学で造園の非常勤講師をしていると同時に、通常は一般の風景づくり

ということ、実際に工事をしたりデザインをしたりということで携わらせていただいております。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ○○○様でございます。

○委員 カラープランニングセンターの○○と申します。私は色彩とか屋外広告物のように、都市の表面部分の調査・研究をしたり、実際にデザインをしたりしています。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ○○○様でございます。

○委員 ○○と申します。今回初めて参加させていただきます。今、横浜国立大学で都市計画・都市デザインを専門にしております、前任の○○委員の後輩といいますか、大学の後輩で断れませんでした。

私は今、横浜におりますが、実は幼少から20年ほど世田谷区民でしたので、愛着も非常に持っておりますので、ぜひ尽力させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ○○○様でございます。

○委員 ○○です。かつて、数年前にユニバーサルデザインでいろいろお世話になりました。今回、公募ということで、区民代表でなっておりますけれども、私はずっと生まれてから区民。ちょっと海外へ行ったこともありますけれども、全部東京の世田谷にございまして、高校までも世田谷にいましたので、地元ということで、いろいろなことができればと思っています。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ○○○○様でございます。

○委員 本年からお世話になります、○○でございます。私は地域のボランティアとして少し活動させていただいております。区民目線で、そういう目で参加させていただきたく、今回応募させていただきました。わかりませんことが多いですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております区の職員を紹介いたします。

都市整備政策部長の○○でございます。

○都市整備政策部長 改めまして、○○でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 続いて、事務局を紹介いたします。都市デザイン担当係長の〇〇です。

○事務局 〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 都市デザイン担当の〇〇です。

○事務局 〇〇です。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 同じく〇〇です。

○事務局 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 それでは、次第に従いまして、委員長、副委員長の選出について、世田谷区風景づくり条例施行規則第32条第1項により、委員長及び副委員長各1名をそれぞれ委員の互選によりお決めいただきたいと思えます。

それでは委員長について、立候補あるいはご推薦があればお願いいたします。

○委員 前期まで2期、副委員長をお務めいただきました、〇〇委員にお願いできればよろしいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。ほかに推薦などはございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、〇〇委員に委員長をお願いしたいと思えますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○都市デザイン課長 それでは、〇〇委員、よろしくお願いいたします。

第9期風景づくり委員会の委員長は〇〇委員にお願いすることとなりましたので、委員長の席にお移りいただけますでしょうか。それでは、〇〇委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○委員長 改めまして、東京農業大学の〇〇です。よろしくお願いいたします。

第6期からということで、6年前になるのですかね。そのころからということですが、最初の私のここについての印象は、本当に世田谷区というのは区民とともにまちづくりを進めていくということが非常に印象が強かった中で、風景づくり委員がどちらかというセルモーター的な役割を果たしているということ、やっっている中で気づかされてきました。区民とともにまち

づくりを進めていく中で、よりよい世田谷区になっていくような形で、委員会がそれをバックアップできればと思っておりますので、今後とも、委員長という大役ではありますが、皆さんと一緒に委員会をつくっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

では続きまして、副委員長の選出を行います。副委員長も風景づくり条例施行規則第32条第1項により、委員の互選によりお決めいただきたいと思っております。それでは副委員長について立候補あるいはご推薦がありましたらお願いいたします。

○委員長 私のほうは環境とか緑や造園等が専門であります。建築とか都市デザインがご専門の〇〇委員に副委員長をお願いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

○都市デザイン課長 よろしいでしょうか。ほかにご推薦などはございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市デザイン課長 では、〇〇委員に副委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、お手数ですけれども、席の移動をお願いいたします。

では、〇〇副委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○副委員長 改めまして、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。新任であるにもかかわらずいきなり副委員長というのは、非常に重い任務だと思っておりますが、先ほども申しましたけれども、本当に世田谷区に愛着もございまして、皆様がずっとここまで築き上げられてきた取り組みに、少しでもお力になればと思っておりますので、微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市デザイン課長 以上をもちまして、委員長及び副委員長の選出を終了いたします。ここからの進行は、世田谷区風景づくり条例施行規則第32条第2項により、〇〇委員長をお願いいたします。

それでは早速ですが、委員長、お願いいたします。

○委員長 それでは、ご多忙の中、このたび会にご出席いただきましてありが

とうございます。これより29年度第1回風景づくり委員会を始めさせていただきます。

初めに、事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

○都市デザイン課長 資料につきましては、あらかじめ委員の皆様には郵送しておりますが、本日改めて机上に配付しておりますのでご確認をお願いいたします。まず次第と資料を確認させていただきます。

委員会次第がございまして、次に資料1、委員名簿、資料2が4月29日意見交換会の概要でございます。資料3が、風景づくりのガイドラインの素案でございます。資料4が、界わい形成地区に関する資料、左上がホチキスどめのもので、その後に青い「界わい形成地区ガイド」、それからちょっと小さめの奥沢地区の「みどりの街づくりガイド」、それから成城地区の地区街づくり計画のパンフレット、それから最後、資料番号を振っておりませんが、地域風景資産クイズコンテストイベント冊子です。以上でございます。

それから、参考資料としまして、世田谷区の全図都市計画図の1、2、風景づくり計画を机上に配付しておりますので、ご確認ください。以上が本日の資料でございます。お手元がない方、いらっしゃいますでしょうか。

以上で資料の確認を終わります。

○委員長 本日は、区より、議題が1件、報告事項が2件となっております。

それでは事務局のほう、よろしくをお願いいたします。

○都市デザイン課長 まず議題でございます。議題は、屋外広告物に関する風景づくりのガイドラインの策定に向けた取り組みとなります。今年4月29日に実施しました意見交換会の報告、ガイドライン素案を説明させていただいた後に、ご意見、ご助言をいただきたいと考えております。担当係長の○より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○事務局 座ったままご説明をさせていただきます。

最初に、意見交換会の報告をスライドでさせていただいて、その後素案が結構なページ数がございます。スライドにページ番号を振って説明していきますので、もし聞いている最中に気になることとかあれば、手元でメモしていただいて、後ほどご質問やご意見をいただきたいと思っておりますので、15分から20分程度、この議題については事務局のほうから説明をさせてい

たきますので、よろしくお願いいたします。

去年からやっております「ぶつぶつ広告物」の第3弾ということで、区民と一緒に考える意見交換ワークショップをしました。4月29日、土曜日、参加者は23名でした。プログラムは、ガイドラインの大まかな骨組みを説明し、意見交換をして、その後なりきりのワークショップというような、ちょっと楽しい、参加者の皆さんで楽しみながら考えるというものをやってきました。

状況としては、世田谷区は今、建物については事業者さんが説明をして、専門家のアドバイスを入れながら調整をしているということをやっておりますが、屋外広告物についても、環七、環八については、同じような形で調整をしていきたいと考えております。そこで今回は参加した方々に事業者と専門家に分かれていただいて、ガイドラインにこういった視点を入れたほうがいだろうとか、そういったことを皆さんに意見をいただいたという形になります。参加した方々は事業者と専門家に分かれてなりきってワークショップをやったという形です。

なりきりワークショップの題材としては、環八沿いに架空の店舗ですけれども、こういう生活家電の「セタデン」という架空のお店が出店するという想定にして、こういったものを事業者が計画をしている。自分の目の前にこういった建物が建つかもされないというような想定の中で、いろいろ皆さんと意見交換をしていきました。

具体的な敷地も設定しました。駅の近くで、緑道もあって幹線道路沿いの計画地に、店舗と駐車場がある大型店舗が建つと想定しまして、建物は3階建て8,000平米くらいのもので、家電量販店とスーパー、赤い部分がスーパーですね。複合施設みたいな具体的な想定をしました。

事業者役になった方々は、作戦会議として、一応私が社長になりまして、この店舗のコンセプトについて、にぎやかさを出そうだとか、いろいろな人にいろいろな情報を出していこうとか、このごちゃごちゃした感じの店舗のコンセプトを事業者になる方々と共有して、事業者はこれを実現したいのだということで、臨んでいきました。

逆に、専門家は、皆さん参加された方は専門家ではないので、近隣の住民

でもいいですし、専門家になりきってもいいですというところで、思うことを事前に整理してもらいました。色についてはこうしてほしいよねとか、そういった考えを各テーブルで去年つくったリーフレットとかガイドブックも参考にしながら、もう少し情報整理してもらったほうがいいのではないかみたいな作戦会議を事前に練っていただきました。

事業者はこういうことをやりたいよという説明をしながら、それに対して専門家的な立場の人たちは意見を言いながらうまく誘導してもらいました。感情的にぶつかるようなテーブルや議論が白熱したテーブルもありました。最後に実際その意見のやりとりをまとめて発表してもらいました。〇〇委員が映っていますけれども〇〇委員はそのとき専門家としてかかわっていただいています。

主な意見としては、やはりガイドラインの中には具体的な目標を示したほうがいいよねというお話があったり、ガイドラインが多少お願い、強制力のないものではあるので、そこに強制力があつたほうがいいのではないかというような意見があったり、もともとある屋外広告物はどうするのかみたいな話もありました。それについては、ここに書いてあるとおりガイドラインの中で少し方針、イメージをしっかりと示していくとか、強制力はなかなか強くないですけれども、誘導が事業者にとっても有益になるように、そういった内容を盛り込んでいくとかですね。既存のものについても更新のタイミングをうまく捕まえていくとか、そういった今後の参考になるご意見がありました。

具体的な、この建物に対しては、やはり文字とか情報が多いよねとか、これは意外だったのですけれども、もう少し緑化をしてもらったほうがいいのではないか、広告物をやるスペースがあるのだったらそこに壁面緑化をしたりとか、そういった話もありました。それから、ここは設定としては裏に住宅地があるので、住宅地にもうちちょっと配慮したほうがいいのではないかという意見がありました。

こういうものについてはガイドラインの中でうまく事例を紹介したりしながら、盛り込んでいけるのではないかという話を整理しました。

この意見交換のイメージとしては、これが専門家との協議をする前で、協

議をすると、例えばこんなふうに改善ができるのではないか。新宿だとか秋葉原だとかこういったものはいっぱいあるかもしれませんが、世田谷バージョンにすると少し住宅地に配慮した建物になり、こういうことをガイドラインを使いながらやっていきたいということで、少し難しい、専門的な内容ではありましたが、学生も参加されていて、意見がたくさん出たという状況です。これが意見交換会のご報告になります。

続きまして、今冊子をつくっておりますが、ガイドラインの素案の説明になります。黒丸でページを入れておりますので、そのページを追っていくとお手元の資料にたどり着きますので何かメモとかされるときはそこを見ながら、ちょっと手元暗いですがよろしくお願いいたします。

この本書の構成について簡単にご説明しますと、2章立てになっています。1章は目的や位置づけ、看板を設置するときの流れや対象を、前提となるようなお話があります。

2章はどのように誘導していくのか。区全域でどういうふうに考えるのか、地域でどう考えるのか。また、環七、環八、特定区域でどのように考えるのかという考え方を示しているシンプルな構成になっています。

まず目的ですが、ごらんの写真のように、看板は経済活動における必要な情報提供をしてくれています。また、地域の「らしさ」を演出するような効果もございますので、そこをポジティブに捉えて、まちの、地域らしさの感じられる魅力的な風景づくりの誘導をしていきたい、ガイドラインの目的はそのためにつくっています。

位置づけは、これまで骨子でご説明したとおり、景観法の流れで、風景づくり計画にひもづいたガイドラインという形になります。屋外広告物法という別の法律がありますが、その流れと整合を図りながらガイドラインを運用していきたいと考えております。

2ページについては、設置の流れがございます。もともと屋外広告物を計画する人は、広告物の条例の許可があれば許可をとって、工事に着手して完了という流れになりますけれども、今回このガイドラインが間に入ってきます。少しケースを紹介しますと、そもそもが許可申請が不要のもの、例えば窓面の広告物だとか、ちょっと小規模なものは許可の必要もないのですけれど

ども、このガイドラインを参照していただいて、計画をしてもらおうと。参考資料というような形になると思うのですが、そういった形でお願いするケース。

それと、許可がそもそも必要なものですが、環七、環八以外の特定の区域以外であれば、窓口で事業者さんに情報をもう少し整理してくれませんか。職員が窓口で事業者さんが何かやりたいというときには助言をしながら調整をしていきたいなというのがこのラインになります。

それと特定の区域、環七、環八の一定規模のものについては専門家協議を入れて、看板を設置する方に説明をいただいて、専門家のアドバイスを入れながら、いわゆる事業者さんたちのほうだけで勝手に決めるのではなくて、みんなで考える場を一度設けて、それで許可の流れになるという形で考えております。

次に対象については、屋外広告物の条例に該当する屋外広告物はもちろんのことなのですが、ガイドラインで追加しているものとして、窓面の内側を利用した広告、窓の内側なので、屋内のため屋外広告物法の該当にはならないのですけれども、風景にかなり影響を与えるものだと考えていますので、ガイドラインでは触れていきたいなど。いわゆるこういう塾だとか、何々医院とか、結構街中でビルの中で掲出されているものがあります。窓面利用もうまくやれば街並みの中でなじむようなケースもありますので、それを少し誘導していきたいと考えているところです。

次に、2章の誘導方針・指針については、全体の構成はこのようになっていまして、区全域、そして地域ごとの考え方。それにプラス、環七、環八の特定の区域の誘導指針になります。

まず全域の方針についてご説明させていただきます。すでに住民参加でつくったデザインブックがありますけれども、その項目に加えて、夜間の広告物の状況、照明だとか先ほどあった窓面の広告物だとか、特定の広告物についても基本事項を加え、9つの項目で整理をしています。その項目について少しご説明します。

まず、素案の構成としてはこのようになっているのですが、どういう情報を載せているかという、まず右上のほうに誘導の基準、情報については情

報を整理してくださいというような具体的なイメージを載せています。計画するポイントを下にチェックできるように書いていまして、基本的には屋外広告物を計画される方が、これを見ながらどういったポイントを整理すればいいのだろうとわかりやすくしたいということで作成しています。

具体的なイメージについては、やはりビフォーアフターがあったほうがいいだろうということで、既存のものをだめ出しして改善するというのはなかなか難しいので、コンサルさんに頑張ってもらって、両方ともつくりました。これについてはウェブだとか、営業時間、電話番号などいろいろな情報が入っていますけれども、それを整理する。また、人物というのもやはり情報量が多いのと、かなり不快感を与える部分があります。例えばペットホテルというのであれば、それをアイコンにするとかそういうアイデアを入れて、情報を整理したり、「365日休まず営業」は「年中無休」の4文字のほうがシンプルに伝わると思っています。こういった情報を整理したほうがいいだろうと。細かな情報は、これは実は足元に入っているのですけれども、歩行者向けの目線のところにそういった細かい情報、営業時間だとかウェブサイトがあればそういった情報を整理するというような形でビフォーアフターで見せることで、屋外広告物の事業主とかデザインする側に訴えかけていきたいなという構成にしています。

それを盤面で見せるだけではなくて、やはり風景に落とし込んだほうがいいだろうということで、こういう街並みの中に実際に入れてみて、伝えるような構成にしています。

順に、少し数が多いので細かくは説明しませんが、文字についても例えば「世田谷歯科医院」というものが盤面いっぱい文字を入れていますけれども、適度な余白を設けることで印象が変わってきますし、これでも十分伝わるというところは、〇〇委員からもアドバイスをもらいながら、屋外広告物の歩行者に対する情報の発信というのを変えていきたいなと思っています。

また文字については、これはちょっと装飾をしているのですよね。シンプルな文字ではないのですけれども、装飾の少ないシンプルな文字にしたほうが見やすいですよというのをビフォーアフターで見せています。

屋外広告物は色の部分はポイントを結構示しておりまして、よくあるパーキングの広告、これもオリジナルでつくってみたのですが、色がいっぱいありますが、色数を少なくすることで情報はやはり伝わりやすくなります。実際のまちの中に落とし込んでみて、住宅地の中ではこれくらいでも十分ではないのですかということ働きかけています。よくある屋上の広告です。周辺との調和、建物との一体化ということで、これは地と図を反転しております。空になじむような色にしている、これでも十分わかるでしょうということを、具体的にイメージとして示しています。

もう1つ色彩がありまして、かなり鮮やかな色を使って店舗をアピールされるものがございますけれども、やはり派手な色はアクセントとして、例えば全面窓を覆うのではなくて、出入り口にポイントで入れるとか、そういう工夫をすることで十分情報発信はできるのではないかというような話も入れております。

それと4つ目は、大きさ・位置ですね。歩行者にとってみればこの上の3階のほうなどというのはなかなか見えづらかったり、全面にやらなくても歩行者に十分情報が伝わるのではないかということで、少し情報を整理して、歩行者目線の部分は小さく、掲出位置をそろえるとか、そういうことでも改善されるのではないかという提案をしています。

それと照明につきましては、例えば夜、光らせるにしても文字部分だけ発光するとか、営業時間外には住宅地なので消灯するとか、また住宅地の中にある商店であれば、歩行空間を明るく照らして、足元を明るく、上はおとなしくと、建物の裏には低層の住宅地が広がるようなエリアもありますので、そういったことを周辺に配慮した照明計画というようなこともうたっております。

ページ飛びまして14ページは、トータルデザインということで、せっかく建物のデザインをしっかりされているけれども、テナントさんがばーんと看板を入れてしまって台なしになっている建物もございます。そういったときは、やはり建物の個性などもうまく生かすために、これは切り文字であった場合ですけれども、一体的に見えるようにすることで、建物や周辺の街並みとの調和が図れるのではないかという事例を入れております。

それと、先ほどからあります特定の広告物ということで、窓面広告物。よく全面を覆っているものがあるのですが、やはり違和感があるのは、全面を覆うことでかなり景観に対する影響力が大きいので、それを少し整理したい。上下階で整理したりすることで、全面を覆わなくても情報発信はできるのではないかという事例を入れています。これなどは実際に新宿である例ですが、ガラス面からちょっと距離を置いて広告物を出すことで、ショーケースのようになって、品が変わってくるので、ちょっとした工夫でよくなりますよというものを参考にしていきたい。これなども、中と外が緩やかにつながる、全面を覆うのではなくて切り文字でやることで、雰囲気は変わってきますよという話を入れています。

それと、今、世田谷はさほどないですがデジタルサイネージ、映像装置付きの広告物もあります。それについては、彩度や輝度を調整して音声は出さないように、周辺の住宅地に配慮するようなポイントも挙げております。

それと、世田谷の住宅地で多いのはコインパーキングだとか自動販売機です。自動販売機についても、実際、共同住宅の足元の色と合わせて塗装されているものもありまして、街並みになじませるということも可能ではないかと考えておりますので、そういったことをガイドラインに入れていきたいなと。

ここまでの区全域共通の方針の大まかな内容になります。地域ごとの方針ですが、風景づくり計画が用途地域ごとにゾーンを設定しておりますので、その区分に応じて考え方を示していきたいなと思っております。今、計画では一種低層、二種低層という低層住宅系ゾーンと、商業系の商業ゾーン、それ以外は住宅共存系ゾーンとしています。それと国分寺崖線のこのハッチがかかっているところですが、ここが水と緑の風景軸という形で、4つのゾーンが今現在ありますので、そのゾーンごとに考え方を示しています。

こちらもどのような構成かといいますと、まずその地域の屋外広告物はどういったものがあるか、そういう特性を最初書いて、それをもとに誘導の方針を示して、その後に細かな、定性的な内容ではございますけれども、誘導の基準があるという形になっております。

例えば低層住宅系ゾーンであれば、屋外広告物の設置は制限されているので、かなり少なく、ただ、少ないから目立つものとしては自動販売機だとかコインパーキングなどがあります。そういったものを出すときには、できるだけ住宅地の風景づくりに寄与するようなものにしてほしいということの方針として挙げています。質の高い住宅地をつくっていきましょうよと。誘導基準を、定性的な基準を示して、事例などを入れてあります。こういったコインパーキングは実際に区内にもございますので事例を示すと。ここも、やはりビフォーアフターのイメージがあったほうがいいたろうということで、緑豊かな住宅地の中にコインパーキングや自動販売機、ちょっとした自家用広告物が出る場合があるのですけれども、これを、例えば色を配慮するだとか、少し建物と一体的に広告物を出してもらおうとか、そういったことを絵で示していきたいと思っています。なかなか思ったとおりの街並みというのはすぐに見つからないものだったので、コンサルさんとも協議して、イラストでつくっていかうかなと考えています。これからどんどんイラストの質を上げていくという形でイメージしています。

同じように住宅共存系ゾーンであれば、代表的な風景として、集合住宅にテナントが入っているような風景がございます。これについても、屋上の広告物の扱いであったり、店舗の例えば広告物の高さを少しそろえるとか、そういったことで街並みは大分変わってきますので、そういったものを方針として入れております。

少し長くなってしまうので割愛します。イラストのイメージだけで説明させていただきます。商業系ゾーンも、先ほど言った窓面広告であったり、大きな看板であったり、足元の看板に付随するようなものがございます。これを例えば窓面は先ほどのように改善して、屋上広告物もできるだけ低彩度のもので、切り文字にしたりですね。それと、商店街はにぎわいの演出も必要になりますので、例えばバナー広告を出したり、少し隣同士の建物で一体感を見せることで雰囲気が大分変わってくると思いますので、そういったものをイメージとして出しております。

水と緑の風景軸は、背面に国分寺崖線の緑を背負っているような風景がございますので、そういった場合は風景に落とし込んだときに、この緑と合う

ような彩度にしたり、高さを抑えたり、そういったことを配慮することで、緑の風景になじんだ店舗計画ができますよという話を示しています。

最後、特定の区域、区内を代表する大きな幹線道路である環七、環八についてです。環状七号線と八号線には実際にこのように規模の大きな、風景に影響の大きなものが出されますので、先導的な取り組みとして、まず環七、環八で積極的に力を入れて調整していきたいと考えています。

協議の対象は、環七、環八に面する敷地としています。これは風景の計画で幹線道路基準というのがあるのですが、それも同じ考え方でやっております。この敷地に広告物が出される場合は、10平米を超えるもの、まず許可が必要なもので10平米を超えるものは協議の対象にしていくという考えでおります。

先ほど、ワークショップで使ったものですが、こういったものが出てくるときには、計画すべきポイントですね。例えばこの赤いラインだとかば一っと流すのではなくて、アクセントとして建物と一体的にコーナーに出すことで目立ちますし、十分なアピールができますよとかですね。情報の整理についても誰向けのものなのか、これは車向けなのであればこれで十分だし、歩行者向けの情報であれば出入り口に集約させたりとかですね、そういった話をわかりやすく載せている形になります。こういったものをベースに専門家からアドバイスをもらいながら、協議をしていくという考えでおります。

素案の説明は以上になります。

今後のスケジュールですが、素案を皆さんに見ていただいて、ご意見をいただく会が本日になります。実は、10月に意見募集という形で500名の区民の方々に、無作為に送って、意見を積極的にもらおうという取り組みを進めています。ここで10月に意見をたくさんいただいて、それを案に反映させていきたいと考えています。日にちは後でご案内しますが、第2回は恐らく12月に、ガイドラインの案として、さらによくなったものを皆さんに見ていただくという形になりますので、感じたことや意見をいただき、区民意見募集の前に案に反映させていければなと思っていますのでよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。説明はこれで終わりますので、この後委員の皆様からご質問、ご意見ございましたら30分ほどはお時間があるのかなと思いますので、ぜひ今のご説明に対して意見等をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 2ページの屋外広告物の設置の流れについてなのですが、以前からもあったと思うのですけれども、許可申請が不要な人たちにこういうことが起こりますよというか、広告物として世田谷区は考えていますよとか、例えば私ピアノ教室を始めますと言ったときに、ある日突然その看板を出す場合に、世田谷区がそういうことを指導しますよということの認知とかは、どういうふうに伝わるというか。これが内容としてはすごくよくできていますし、まとまっているので、こういう情報をもらった人も決して面倒なことが来たなというばかりではなく、自分が広告を出すときの参考にしてもらえないかなというような内容になっていると思うのですけれども、そもそもそれが、ちゃんと伝わるべき人にどうやって伝わるのだろうかというところがちょっと、もうちょっと何か、毎回これやっているような気もするのですけれども、どうだったかなということがありましたので、そのあたりをどうするのかというのを少しご説明いただけますでしょうか。

○委員長 事務局、お願いします。

○都市デザイン課長 まず屋外広告物の許可が不要な方というのは、基本的には区役所にはいらっしゃらないので、今、区としてできることは本当に区のお知らせですとか、ホームページですとか、そういう形での周知をしていくというのが1つと、あとは屋外広告物を取り扱っている事業者さんの団体のほうに、あらかじめこういったガイドラインをつくっていきますということでご説明をさせていただくということが今できることかなと考えています。

○事務局 それと、こういうものも結局業者さんが施工していますので、施工する業者さんに対して、ガイドラインを参考にしてもらおうと。逆にそれをいいデザインがあれば自分の受注に跳ね返ってくるようなことになれば、ありがたいかなというのが1つと、あとコインパーキングなども規模が小さいものは届け出の対象外なのですけれども、実際何社かに限られるので、大手さ

人には直接こういったものを世田谷区はつくってやっていますという働きかけをしたいと思っています。やはり直接足を伸ばしていかないと、待っているとなかなか拾えないのが現状かなと思っています。

○委員 実際にはすごくやりにくいと思うのですがけれども、例えば新しいコインパーキングができましたと。うまく事業者さんとか看板屋さんが誘導してくれればいいのですが、お客さんに対して面倒なことは言いたくない、早く設置したいみたいな感じで、ばんばんとつくってしまっ、こんなものができてしまったとなつてから、行って、実はこういう話があったのですがけれども看板を変えてくれますかという話というのは、すごくしにくいのではないかなと思うのです。そのあたりがやはりうまくいくだろうかということ、その事業者さんが本当にそういうふうに協力をしてくれるだろうかという、そのあたりが割と現実的なものとして考えると、土地を貸す大家さんなども全くノータッチでとにかく土地を貸したら好きにやってくださいという感じだったりもします。ちゃんと風景づくりとかを考えてくれている大家さんで、地主さんで、私はこういうふうにしてくれる業者さんにしか貸しませんというようなことをおっしゃっている人も私は存じ上げていますので、そういう方ばかりならいいのですが、通常はそうではないと思います。もう少し広い範囲で例えば不動産屋さんであるとか、大きい地主さんであるとか、そういった人たちにすごくいろいろな方面から広告物というものに対してもう少し気を使ってくださいねと、気を使うことでまちがよくなるのですという話をしていく機会みたいなものを増やす必要があるのかなとは、聞いていて思いました。

○都市整備政策部長 まさにそうですよね。○○委員の言われるとおり、行政側がどの時点で、ある意味で捕まえると言うとちょっと表現がよくない、行政がどこの時点で関与するかというところはあるのですが、これだけいわゆる区内全体を見ていくと、行政がかかわる部分というのは非常に点の部分くらいしか現時点ではないのですよね。そういう中で、景観というところを見ていくと、いろいろな看板がある中で、そういったところにどうやって接触とといいますか、関係性を持っていくのかというところがあつて、今私どもがお話ししたように、いろいろな団体に世田谷区の考え方をとにかくPRして

いこうと。ホームページですとかもやりながら、それともう1つは許可申請が必要なものも、実はもう既に何年も更新して許可をとり直ししてずっと来ていますので、そういったもののご案内も実は別の所管ですけれども、建築調整課でやっています。そこにこういった資料を同封して、促すようなこともやるということで、実は今お話ししてしまった部分というのは、どういう形でこの考え方を浸透させて、ご理解いただきながらやっていくかというところが、大きなポイントだと思っています。

そういったことも工夫しながらやっていくとともに、特に大きな看板の環七、環八のところについては少し条例に協議の義務づけをさせて、それで世田谷区と、行政と業者さんとやりとりをさせていただくという場を設けて、そこに専門家のご協力をいただきながら、いい形に誘導していくという。ちょっとそういう仕組みを今回入れるということなので、本当に今おっしゃる周知の部分というところがなかなか、逆に言えばいろいろなアイデアがあれば教えていただきながら、考えていかなければいけない部分になっているということで、ここが本当に大きなポイントだと思っていますね。

○事務局 ○○委員がおっしゃるように、実はこれ成城なのですけれども、成城の○○○○はなぜか茶色なのですね。我々行政は関与していません。このビルのオーナーが、自分のビルなので足元に派手派手しいのをやめてくれと。これは成城ブランドというところもあるかもしれません。これも同じく成城で、切り文字になった○○○○○。

恐らく、行政でなくて地域の力が変えている部分もあるので、住民理解とかオーナーの理解が進めば、そういったものが出にくくなるというのは実際にあるのかなと思っています。

○委員 今伺っていると、やはり世田谷区と広告を出す側という二者しか出てこなかったのですけれども、これを市民目線に変えてみると、もう少しこんなおしゃれな広告が、何と云うのですか、募集するというのはですか。市民が好きな広告を公募して、こんなあなたの好きな広告とか、そういうふうに市民に向けて発信して、市民の声がこんなものを求めていますというような、よく地域風景資産、あなたの好きな風景はどこですかという写真を募集したりしますよね。そういう形で、例えば市民に募集をかける。そうすると、こ

んなすてきな広告があるよとか。やはり広告を出している側も、市民はそんなのが好きなのかと。市民が好感を持ってくれる広告をもっとつくっていいのではないかという底力というのでしょうかね。そういうふうに向けていくこともできるのではないかなと思いました。いかがでしょうか。

○委員長 今の〇〇委員の意見をどこかで反映させることはできるものなのですか。この素案の中でといいますか。市民がかかわるみたいなところというのは。

○都市整備政策部長 そういったところも考えていまして、例えばいいものについては区として積極的にこういういい広告、看板が掲げられたというような、そういう事例を発信することによって、区民の方々に意識づけを持ってもらおうとか。

今言われたようなところで、逆に何か区民から募集をかけて出していただいて、こういうような考え方もあるということを発信するとか、そんなことも工夫しながら、さっき言った周知というところが一方通行でただ行くのだとなかなか深まらないので、そういうことも必要だとは思っています。いろいろアイデア等もいただければ、議論して少し具体的な対応をとっていきたいと思っています。

○委員 私、新任なので今までの経緯の中で詳しくわからないところもあるのですが、今まで考え方を示すようなパンフレットとかブックのようなものも何かつくられておられましたよね。何か全体の体系の中でこの広告物も含めた風景づくりをどのように展開していくか、全体像みたいなものというのはあたりするのでしょうか。

○事務局 今、〇〇委員がおっしゃられたのは、一番最初に区民参加でつくったリーフレットがあります。〇〇委員がおっしゃったように参加者がいいなというものを選んで載せて、これは街歩きしたのは三茶がメインなのですが、参加者がいいと言ったもの、これなどは本当にちょっとした魚屋さんなのですが、実はこの魚の文字に魚の絵が入っていて、粋だということで選ばれて、一番評価が高かった。これは、あくまで普及啓発の、先ほど言われた区民が選んだもので、こういった店舗は皆さんいいと言っていますよと言って配っているものです。それを普及啓発のほうでつくって、今度は

行政として誘導していく、具体的なルールのなところでこのガイドラインを位置づけているというような形で考えています。

- 委員 そのあたりをうまく連動して、全体の何か取り組みになる。多分、ほかの自治体さんでも要は小さなグレーンというか粒の建物やおうちや商店が多いところは皆これで困っているというか、どう周知するべきかという周知先がないというのがみんな困っているところだと思うのですけれども、なのでちょっと手を変え品を変え、いろいろなことをしながらいかないと直接届くというのは難しいのかなと思います。それも含めてこれとこれとこれ、こういう、要はツールがあるぞというのが何か全体で見えていると、あとでどこが弱いとか、そういうのもわかるのかなとか。

あと他区でやったときはせつかくこんなに立派なものなので、有償で本屋とかでも売ってしまうみたいな、そういうやり方をしているところもありました。何か幾つかそういう、どうやったら少しずつ届くかをいろいろ考えていくということなのかなと思いました。

- 委員 少し関連するのですが、せつかくこのリーフレットもそうですし、デザインブックもつくりましたし、それから仕組みとしてはきょうパンフレットを置いていただいていますけれども、界わい形成地区というのがあるので、多分個々の店舗の努力というのはこういうリーフレットのようなものを参考にさせていただく必要があると思いますし、もう少し面的な広がりをもって小さな広告物がいい街並みを形成するというような観点になると、この界わい地区というのは、それにぴったりフィットするようなエリアマネジメントの仕組みだと思いますので、ちょっとこの冊子の中でも、そういうものが存在しているというのをどこかで紹介できると、バイパスのように広がりを持つてのではないかなという気がしました。

それと、今回この素案の中で、今まで出てこなかった要素としては、特定の広告物というのが出てきていると思うのですが、これは具体的に言うところ窓面の広告物であったり、映像装置付きの大きな広告物だと思うのですが、この点について、この冊子に示すかどうかは別として、区としてどういうふうに誘導していきたいのかというような、大きな方針がないと、例えばアドバイザーが入って、アドバイザーが協議するときにもちょっと困

と思うのですよ。

具体的に言うと、今、千代田区ではこの大きな街頭ビジョンみたいなものは、例えば建築物と一体的に考える場合はある程度ありかなというふうに考えているのですけれども、後づけで既存のビルの壁面に大きなものがつくようなものは、できれば抑制していきたいというような合意が、区の方とアドバイザーの中であって、そういう合意があるので、基本的には抑えていこうというような基調がつけられるのですけれども、今これ額面だけをとると、できるのはしょうがないけれども、その中でどういう配慮が必要かというような内容に見えてしまうので、基本的には窓面というのはせっかく開放的な建築物をつくったので、ふさがないというのが基本方針としてあったほうがいいのかもしれないですし、特に大きな街頭ビジョンというのは、一度ついてしまうと実際には調整が難しくなってしまうので、どういう場所ならついていいのか、どういう場所はつけないほうがいいのかというのを、あらかじめ方針として後ろに持っていたほうがいいのかなと感じました。

○事務局 ○○委員から指摘があった内容というのは、実はこちらのこのスタンスで、そもそも看板が出されることは否定しない。出すときによりよいものを出してもらおうというスタンスで立っていたので、何か規制する、だめだというような、そういうネガティブな内容はほぼなくて、出される場合はこういうふうにしたらよくなりますよという内容によるポジティブなガイドラインにしようというスタートから来たところが、多分それが抜け落ちたというか。確かに、ガイドラインはそもそもいいのかどうかみたいな議論のところは必要かなと、簡単に言えるといいかなと思います。

○委員 多分経緯の中で、最初はまさにポジティブ型で始まったところ、次やるときには幹線道路も含めて事業者さんが来たときにやはりそれだけではなかなか難しいだろうというところから入っているのだろうと推測されるのですけれども、確かにその両方が非常に大事な結果、まぜたらちょっと、若干どっちにもなかなか承認しにくいところもちょっと出てきてしまっているというのが逆にあるのかもしれないので、確かに私も拝見すると基本いいと言っているのかなというふうにとられてしまうというのが、特に難しい事業者さんはその辺をどんどん自分に好意的な解釈で捉えるので、その辺は少し

何かうまく抑えられつつ、ポジティブなこともうまく出せる。その工夫は要るのかもしれない。

○委員 さっき市民目線という言葉が出ましたけれども、私は代田に住んでいるのですが、隣が下北沢で例によってにぎやかさに差があるのですけれども、その辺がおもしろいという外人さんが多くて、特に超インテリ系はそういうのを見て、ぱっと見て、まちの瞬間を見て、どういうあれで呼吸しているかとか、呼吸の仕方とか人間の流れとかを見ると、こんなにいいところはないという人が何人かいて、20年くらい前から時々出るのですよ。奥さんが日本人であるとか、そういう方が世界で一番いいところの1つであると、何回も見ました。ほとんど話題にならないですけれども。

最近、2年前下北沢の街角が世界で一番かっこいい。「世界のクールな街15選」の1番になったのですね。なぜいいかというと、地元のおばちゃんと話すとかでこんなところがいいのよと言うのですけれども、やはりこういうデザインから見ると、ごちゃごちゃであるけれども何となく調和がとれている。人間というのはばらばらなのですけれども、でも何となく1つの個体になっていると、そういうイメージがぴんと来ると。それが共有できるらしいのですね。難しいのですけれどもね。だからそれがわかるということがみんなお互いにステータスになってそれでみんな大勢来て、ここだここだとみんなやっているのですけれども。

そういうのがあるときに、そういう方の意見を聞く方法、すべがないわけではないので、ユニバーサルデザインのときもたしか留学生の方がいらっしやいましたけれども、そういう目線をどこかで必要に応じて入れるのもいいのではないかなと。思いもかけない意見がある。そういうチャンネルを持っている方が何人かいらっしやるみたいなので、参考にしたらいいのではないかなとちょっと思いました。

やはり日本人だけで固まっていると、国際性はどうしても限界があって、自分の留学体験とかその中へ入れてしまいますけれども、もっと今の目線で、こんなにいい資産があるのは世界でも何カ所しかないなどという意見も外国人は結構言っていますので、だからそれをみんなに言ってもわからないから言わないのだよということらしいのですね。そういうのはちょっと参考にな

るかなと思いました。まとまらなくて申しわけないですけども。

○委員長 そういった、もうユニバーサルを超えて、そういうインクルーシブという多文化共生的な時代に入っていますので、そういった意味ではいろいろな方々の意見を取り入れられるようなガイドブックになればいいかなと。

○委員 設計図ではないですけども、参考にするともっといいことが出てくるのではないかなという気がいたしました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 大きくは3つコメントがあって、一番細かいことから最初に言うと、販売機とかも広告物の中に対象に入れていておもしろい取り組みだなと思っていたんですけども、結構、特にこういうごちゃごちゃしたところを歩いていると、日本の商店街で多いのは、一番左にあるのぼり旗というのですか。あれが何かやはり戦国時代から好きだったのか、日本人の血に入っているのかもしれないんですけども、いろいろなものを全て綺麗にしても、結局お客さんが来ないと何かお行儀がいい飲食店でもドラッグストアでものぼり旗を置くのですね。結構車に乗っていたりすると世田谷の方はあんまり車でお買い物をしないのかもしれないんですけども、結構見通しが悪かったりして危ないときもあったりして、あれもだめこれもだめと規制を増やすのはどうかとは思うのですけれども、何かちょっとそこが今想定内に入っていないと気づいたので。あえて入れないというのも1つの方法だと思いますけれども、そういう販促グッズというのでしょうかね。すごく大きい広告の中の手法だと思うのです。

○委員 説明にあまりなかったのですけれども、立てかけ看板とかは、車がすれ違ったりするのに非常に危険だったりします。

○事務局 基本的にこういったものは違法なのです。不法占用です。道路監察部隊がいて、パトロールはしたりしているのですが、パトロールのときには下げて、また出してしまうというのが現状でなかなか商店街もそこはどうにかまずみんなルールを守ろうよという話は、商店街の方々は声をかけているのですけれども。どうしても「あそこだって出しているじゃないか」みたいな感じになってしまっているのが、あるようですね。そこもだから合わせて、連携しながらやらなくてはいけない内容だとは思っています。

- 委員 のぼりも道路側に出ているのであれば同じなのですよ。
- 事務局 そうです。もうここは道路区域なのですね、ここからここまでは。基本、これ全部だめなのです。飛び出ているものについてはちゃんと占用料を払って占用許可を持っているものもありますけれども。
- 委員 次、大きい話をしますと、私も最初の2ページのフローに乗らない、一番厳しい手続に乗らないところが多分やはりどうなのだろうと思っていたのですけれども。

あと、例えば住宅地域の中のガイドラインなどで、この中のことで本当にいいことしか書いていないと思うので、別に何か特にコメントはないのですが、例えば低層部で屋外広告物の位置をそろえるとか、こういう割と緩い書き方をしているもある程度配慮される方々は例えば外壁の色を塗るときも、隣の色をちょっと様子見ながら、何か似た色が続く街並みは結構あって、どうしたらいいのかわからない方もいると思うのです。そういうときに、単純に軒から何メートルみたいなことは決められるかどうかかわからないのですけれども、そういうことをもっと決めたいというところにはやはり、多分後の話になると思うのですけれども、この界わい形成地区とか、あと今、例ないのですけれども景観協定、もしかしたらそういうところで使って何かすごく特化してやれるのかなと、それはそっち増えみたいな誘導があるのかなと思いました。

あと、3つ目が、さっき皆さんのやりとりを聞いていて思ったのですけれども、今回ガイドラインとか重点地区の話がきつとどんどん決まってくると1つの仕事として終わると思うのです。世田谷区の都市デザインは、すごく過去でも普及啓発にすごく力を入れていらっしやっていて、例えば地域風景資産ももう3回やったから15年以上たっておりますよね。最初はまだ、1回目のころはまだ百景のほうに引っ張られていて、不動産屋さんも百景、百景と言っていたのですけれども、最近結構不動産屋さんでも地域風景資産のことを言っているし、これもせっかくなので屋外広告物も何か普及啓発事業として、ちょっとゆるゆると、せっかくこういうワークショップをやったりしているけれども、さっき検証という話もありましたけれども、どういう形で続けていくのかというのはこれから具体的な事業としてやって

いくことだと思うのですが、何かそういうことをちょっと向こう10年とかタイム切ってもいいと思うのですが、5年か、ある程度そういう普及啓発の期間を持ってもいいのではないかなと思いました。以上です。

○都市デザイン課長 今、いただいたご意見で、やはり普及啓発は非常に重要だなと思っていて、期間を区切って、例えばこういうガイドラインができたときに合わせて、積極的にいろいろな形で情報発信していくというのはいいことだなと思いますので、今後に向けて検討していきたいと思います。

○委員 普及啓発というと、さっき〇〇委員が言っていたように、例えば本にして売ってしまうというのもあると思うのですね。というのは、例えば自分が何か小さな事業をやろうと思って広告をつくろうと、どうしたらいいかなと思うと、役所に相談に行くというよりは、多分本屋さんとかインターネットとか何かそういうのを調べたりとかすると思うので、例えばそれは誰がどういう形で、世田谷区と言って出版するのかわからないですけども、これだけいろいろなことをガイドラインとしてまとめているということは別に世田谷区以外の人にも有益ですし、いろいろ参考にもなると思います。実は世田谷区は区に来てくれたらいろいろなアドバイスをただでしてくれますよみたいな話があって、区内で事業をやろうと思ったら、そうしたら私はホイホイ行くと思うのですよ。

だから、何か役所だからお金をとってはいけないではなく、いい参考書として何か例えばホームページとかにももっと積極的にガイドブックとして、ガイドラインとして出したり、実はこれは世田谷区が出していますよみたいなのがどこかでわかるくらいのあれで、本当に売ってしまうとかというのもいいのかなとすごく思いました。

というのは、多分自分がやるということを考えるとそういうものを見るだろうなと思うので、その辺はこれがもちろん役所のつくった資料なので、役所に来た人に「はい500円ですよ」というのは難しいとは思うのですけれども、同じ内容を広げる方法としては商品化みたいなものもあっていいのかなと思いました。

○都市整備政策部長 冊子にして役所なり関係するところに置くというのだとなかなか出ていかない、無料かもしれませんがなかなか出ていかない。

それはお金をとって販売するという手法もあるかと思いますが、ちょっとそこは。

○委員 お金を払う人はその情報を必要としている人だと思うのですよ。それで、引っ越したときに例えば役所へ行くといろいろな情報とかをくれたりするのですけれども、それはみんなただでいっぱいくれるので、何かいろいろなものがいっぱい来たみたいに流れてしまうので、何かこの情報が欲しいですと言っている人に届くという意味では。

○都市整備政策部長 届くという手段としてはすごくいいと思うのですけれども、お金を出して買っていただけるかどうか、専門の方とかそういう興味を持っている方はもしかしたら買っていただいて、見ていただくということもあると思うのですけれども、いわゆる大勢の方たちが目にしていただけるかどうかということもあるかなと思っているのですよね。

実は、都市計画というのは非常に市民のレベルからするとすごく特殊なところがあって、なかなかまちがそういう成り立ち、都市計画とかこういう中で成り立っているのですというようなところを、認識というか意識を持ってもらうということで、過去に世田谷区の都市計画を本にして販売したことがあるのですよ。これはまちづくりをやる上で行政が一生懸命ルールをつくってやっているということを初期の段階ですべてやってきたのですけれども、やはり先ほどあったように、いわゆる住んでいる方の、市民の方たちが、皆さん方に理解してもらわないと、一緒になってやるべきものだろうということでやったのですが、なかなかやはり専門的な部分で、一般の方たちまでにはなかなかお金を払って入手ということがなかったのですよね。

○委員 その本だと買う人はかなりマニアな感じがするのですけれども。

○都市整備政策部長 でも都市計画とは書いていないのですけれどもね。世田谷区のまちづくりというような、少し柔らかいタイトルで過去にやったことがあったのですけれども、なかなか実はあまり出なかったと。書店に出してもらったのですけれども、あとはいろいろな広報誌も含めて民間の雑誌などでも紹介してもらったりしたのですけれども、いまいちだったのですね。

○委員 まちづくりと広告は全然そういう意味では視点が違うと思います。というのは、家を1戸建てるのに私はこの世田谷区のまちづくりについては

考えないと思うのですけれども、お店をやるとなるといい広告の作り方の参考書とかは探すかなと思うので、そういった意味ではまちづくりの需要はなかったかもしれないのですが、広告物に関して言うと、私は需要はあるのではないかと思います。

例えば、デザインの専門誌とかでも、広告物だけの特集をやっているところとかもありますし、そういうのはやはり広告物を考えるときにいっぱい売れたりもしますし、お店をやろうなどという人はそういうものを買ったりとかもしますから。別に単独でなくても雑誌の特集記事とかでもいいかと思えますし、そういうのは今、皆さん情報集めすごく上手なので、昔は見なかったようなインテリア雑誌、専門家しか見なかったようなインテリア雑誌を持ってきて一般の人がこういう感じがいいとか、こういうデザインがあるからこういうふうにしてくださいとか言われることも多いので、そういった意味ではそのまちづくりの本が売れなかったときと同じように……。

あと、売れなくても別にそれでもうけなくていいわけですから、出版業ではないので。

○都市整備政策部長 もうけるのではなくて、やはり市民のところでも多くの方たちがとって見ていただくというところが大事なので、やり方、もちろん中身もあると思いますけれども、そこもちょっと考えながらやらないといけないのかなということでお話をしたのですけれども。

ホームページなどでも、区の刊行物については出してはいるのですが、なかなかそれもどれだけ出ているかということ、ちょっとということもありますので。

○委員 私もホームページは見ないと思います。申しわけないのですが。

○都市整備政策部長 だから、1つの手段としてはすごくあり得ると思っっているのですけれども、その辺も考えながら。

○委員 役所としての縛りもあるかと思うのですが、役所の中にある役所のホームページはよく見てみるといろいろ便利な情報とか有益な情報が載っているのですが、あんまりそういった目線でお役所のホームページにはアクセスしないので、広告物の何か独立サイトではないのですけれどもね、そういうのとかがあると、検索ワードとかに引っかかってくるのかなとは思っています。

どうしても広告を出そうというときに役所に問い合わせたら多分規制されるのだろうなという、それこそいろいろな都市計画の規制と一緒に、やりたいことをどっちかという抑制されるだろうという雰囲気の方が一般的だと思うので、協力的に動いてもらえるという印象は普通は持っていないと思いますから、そういった意味ではちょっと違う、私はお役所ですよ、皆さんたち協力しますよではない視点の出し方、そういう意味では出版とかそういうのもありなのかなと思います。

○事務局 実際、これをホームページに上げたときは、結構問い合わせが来て、業者さんも何かルールがあるのかなというので、結構許可のほうに電話をつなぐことが増えたので、意外と事業者さんはいろいろ、世の中の動向として屋外広告物の規制などが始まってきているのでチェックをされていて、何か手続ありますかという問い合わせは結構来ていますよね。

○委員 先ほどちょっとお話しした市民目線という意味では、人気投票とかそういうの好きですよ、市民は。ですから、そういう声を巻き込んで、市民が撮ったものだったら、お役所が撮ったものだとちょっと先ほどおっしゃったようにちょっとこういうふうにしてください的な発想で受け取りがちですけども、市民が撮った写真とかだと、そうなのか、そんなものもあったのかというような、割りと共感というのですか、そういうのも得られるので、そうやって市民の意見を巻き込みながらこういう方向を目指している、先ほどの成城の広告とか看板とかありましたけれども、やはり市民目線なですよというふうに言ってくざると、割とそれが世田谷区の方針と合致しているのかなという感じもするのですけれども。そうすると、みんなも手にとって見やすい、ランキングだったら見てみようかみたいなところがちょっとあったりしますよね。ですからそういうのも巻き込んで若い視線とかもあると思うので。いかがでしょうか。

○委員 今、区民の立場とか行政の立場とかいろいろな立場が出てきていると思うのですけれども、もう1つ、広告をつくる側の立場というのがあって、例えば先ほどご紹介されていた魚の看板があったと思うのですけれども、あれは広告の製作会社さんの提案があってああいうものができたわけですけども、そういういい看板をつくる業者さんが、何か例えばこれは世田谷区だ

けの取り組みではないのかもしれないですけども、例えば広告マイスターみたいな形で登録されているとか、そうするとお店を出す方がそういう方ならばある程度信頼をもってお願いに行けるとかですね。マイスターであるからこそ違法なことはやりたくないというような責任感を持っていただけると思うのですけれども、ちょっと業者さんの側にそういう意欲のある方は実は結構たくさんいて、こういう屋外広告物などの会合があると積極的に出てきてくださる方もいるのですけれども、一方で今、広告業の業界というのはかなり苦戦をしていて、看板はどんどんとりなさい、小さくしなさいというような状況もあるので、そういう優良な広告業者さんが日の目を見るというか、そういうところに仕事がたくさん行くような仕組みをつくっていくというの少し考えたほうがいいかなという気がします。

これはもしかしたらもう都とか、もう少し広い、広域的な取り組みの中でやるべきことなのかもしれないですけども、特に地元でそういう事業者さんがいるならば、積極的に区民の方が使っていただけるような取り組みというのもあるのかなという気がしました。

○委員長 世田谷だったらやれるのではないですかね。今、とてもいいお話だなと思って聞いていました。そういった優良事例を、ある意味でいいものを褒める。先ほど、ネガティブ、ポジティブという話がありましたけれども、このガイドライン自身はポジティブな方向性でいっているのであれば、ポジティブな方向性で、そういったランキングのものも評価していくような、それを市民目線とか区民目線、あるいは業者の目線とかそういうのを交えて、地域風景資産みたいな形がいいのか、そういった優良広告物を評価するというのをやっていくと、業者にとってもやはりマイスター的な形になっていくでしょうし、世田谷ならではの取り組みになるのではないかなと今お話を聞いていて思いましたね。世田谷が、そういった区民参加とかそういったものが盛んな地域でもありますから。

時間があと30分ちょっとになってきたのですが、あと皆さんのほうで。

○委員 全然違う視点なのですけども2点あって、1点目は許可申請の必要のまさに区域内の協議に関してなのですけども、これは専門家というのは、今まで従来やられていた専門家とは別に4人目ということなのですか。それ

があらわれるのか、それともどういう形でやられるのですか。

○事務局 屋外広告物の専門家としてお招きするのと、それと景観的な視点も必要だと思っているので、そういった方々をセレクトして、スケジュール感も違うので、建物の調整と合わせてなかなかできないので、別の運用になるかなと、別の専門家になるかなとは思っています。

○委員 ぜひ、先ほど区民のご意見の中にも植栽をうまく使えば何かできるのではないかとか、そういうご提案があったりもしたので、やはり全体いろいろなことが絡み合ってくるのかなと思って、なかなかスケジュール的には難しいと思うのですけれども、ぜひうまく連動して協議ができるシステムになるといいのかなと思いましたのでお願いします。

あと1点は、特定区域の誘導方針、今回これはある種モデルで環七、環八なのかと思うのですけれども、私もかつての区民時代を思い出すと環八沿いに住んでいたのですけれども環八はあんまり歩きませんで、歩く気がしないですね。どっちかというやはり具体的になるのですけれども世田谷道路くらいのほうが、むしろ気になる場所になるのかなとも思ったりもしました。今後もう一段、そんなにたくさんないかもしれないのですけれども、そここのところが一番境界線での辺が気になってくるころかなと思いましたので、何かその辺の特定区域の選び方なども今後議論できるといいかなと思いました。

○委員長 ほか、いかがでしょうか。

私からは、次回は12月ということなので、私のほうからの意見としては、最初の1ページ目に目的として地域らしさを感じられるということもちょっと書いてありますので、先ほどの植栽とかもあります、最後のほうに住宅と商業と分かれてやっていますが、そこももう少し住宅の中でも成城や深沢や上北沢のような住まい、あるいは近代住宅的な、良好な住宅地が形成されてきたところもあれば、一方で一般住宅的な場所もあるでしょうし、その辺の、ゾーン分けというか、もう少し分けられるのではないかなという気がしますので、そこをこちらの風景づくり計画のほうでは、風景特性基準という形で歴史的資産の風景とか拠点基準とかいろいろあると思うのですが、その辺とリンクすると、もう少し、単なる3つの住宅ゾーン、商業ゾーンという

形ではなくて、世田谷ならではの基準がもう少し加わってくるのではないかなという気がします。

先ほどの特定地区の環七、環八だけでいいのかという話もありましたけれども、その辺も恐らくそうかなという気がいたしました。その辺もし次回に向けてご検討できればと思っております。

皆様の意見を聞いていて、最初手続論のお話がありましたので、2ページ目の手続論のところを抜け道にならないような形がとれるような仕組みをまず検討したいという話もありましたし、また市民目線でという話もありましたので、市民が参加しやすいような形がこのガイドブックの中で取り決められれば、そういった形が望ましいのかなというようなことですね。

あとは、ネガティブな意見も、ネガティブなところの部分もある程度考慮して入れたほうがいいのではないかとのご意見もありました。

あと、普及啓発という意味では、売る、売らないもありましたけれども、世田谷区民にどういうふうに普及啓発をしていくのも大事なのかなということで、ランキングですとかそういったお話もありましたので、ぜひそこもこのガイドラインを取り上げた以降のお話かもしれませんが、風景づくりの委員会の中でまた検討していけるような課題にしていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのようなところで最初の意見はよろしいでしょうか。

続きまして、次の報告事項に移りますので、事務局のほうお願いいたします。

○都市デザイン課長 では報告事項のまず1点目、界わい形成地区に関する取り組みについて、係長、〇〇よりご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 報告事項2つありますので、1つ報告した後に質問を受け付けてというような形で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

界わい形成地区については、昨年度の委員会的时候もご報告させていただきましたが、界わい宣言をしている地区の中から、奥沢と成城、この2地区についてモデル地区として選定して、地域に少し界わい形成地区のことを考えてみませんかということで働きかけをしているところです。

その2地区について少しご紹介します。奥沢地区については、これは都市計画図ですけれども、奥沢の駅周辺、商業系のエリアと低層住宅地、それと黄色が集合住宅とか事務所とかも少しありますけれども、こういった形で少し混在しているような形のエリアになります。奥沢1、2、3丁目地区という形になります。

ここを少し写真で紹介しますと、かなり住宅地の中でも緑が豊かに、このように大きな樹木がいっぱいあるような形で、なかなかオーナーさんたちがご理解があるのか、塀を単純につくるのではなくて、このように工夫されて、通りに対してできるだけ緑を出していこうということを工夫された緑もたくさん見られるエリアです。辻、辻には、こういったシンボリックな樹木がかなり至るところに見られます。相当な数があります。そのように緑豊かな住宅地です。

それと、ここ奥沢は、横須賀と昔の海軍省があったところの中間地点ということで、海軍の将校さんたちが最大30戸くらい住んでいた旧海軍村というのがありまして、このような赤い屋根とシュロの木が特徴的で、古い建物ではございますけれどもまだ3軒くらい残っている海軍村の歴史を感じさせる風景も残っています。

それと、やはりオーナーさんの意識が高いのか、土地を駐車場に転用したときも、こうやって生垣を残した上でわざわざ駐車場はここメーンの通りがこっちなのですけれども、裏に回らないと入れないのですね。それは周りに対する配慮もあると。これは別に役所が何か手を入れたという話ではなくてそのオーナーさんの理解の中で、これだけの青空駐車をさせるのだったら見えないようにしようというような配慮がある。また、これだけ緑があると落ち葉掃きも大変ですけれども、町会だとか地域の方々の活動で支えられている、思いや活動が地域の魅力につながっているエリアかなと思っています。

お手元ちょっと暗くて申しわけないのですが、小さな冊子「みどりの街づくりガイド」というのは、地域の活動をしている団体さん、土とみどりを守る会という会の方々がまとめたものです。地域の魅力をまとめた冊子で、かなりわかりやすくなっていて、先ほど言った3軒の海軍村をまず紹介していて、中には「開かれた庭」という言葉をキーワードにしています。開かれた

庭という、誰でも入れるようなオープンガーデンみたいなイメージがあるのですけれども、そうではなくて、この方々が言っているのは、ここに「通りから見える緑を増やしていこう、通りから見える緑が開かれた庭です」と、このような緑だったりこういった緑がまちを豊かにしているということを知りやすく情報発信しています。

一応、こういった冊子をつくるに当たっては、このオーナーさんにちゃんと掲載許可をとっていて、この人たちの活動を理解してもらって納得した上でこういったものを載せていて、活動も広がっている。界わい形成地区を目指すにはもってこいの場所ではないかなと思っているので、今、町会等に話をしながら、やはり役所が入って何かやろうとすると何かルールを決められるのではないかなんか思ってしまったって警戒をされているので、丁寧に、より魅力を上げるための取り組みとしてどうですかという話を丁寧にしているところです。今年度は少しまち歩きやワークショップを企画してやる予定で、町会と調整しています。また進捗があればご報告させていただきたいと思っています。

それともう1地区、成城地区です。今年、手元にお配りしたこの「成城地区 地区街づくり計画」というものを、協議会とつくって策定されました。これは、成城学園創立100周年と、あとちょうど100個目の地区街づくり計画だということで、ちょうどタイミングが重なったそうです。これ自体は一丁目から九丁目とかなり広範囲なものになっていて、成城地区を少しご紹介しますと、やはり駅周辺の商店街だとか、低層の住宅地、桜並木とかイチョウ並木があるような低層住宅と、中低層の街並みが広がっている。それと、成城大学の文化教育的な施設があったり、国分寺崖線の緑とか、かなり多様な要素を持ったエリアです。

これについては、この青いガイドブックに住宅地の界わいということで、例えば通りに面する植栽の配慮をして、桜並木が引き立つような界わい形成地区などはどうでしょうかと、将来のイメージを書いて、これは成城を題材にしたものです。実際に今も隣と塀の高さをそろえたり、この緑化がうまくつながって気持ちいいエリアなども実際にございますので、そういったものを、例えば豪邸が建つときにちょっと外構に配慮してもらえれば、こういっ

た街並みがずっと続いていけるようなこともできるので、こういったことで界わいを考えるもよし。先ほど紹介したように商店街では屋外広告物に対するルールをつくって、界わい形成地区として看板だけではなくて、例えば建物の位置をそろえたりとか、色の基準をつくったりとか、そういったことで界わいができるのではないかなと我々は思っていますけれども、申したとおりかなりいろいろな要素があるので、どの地区でやるかというのはまちづくりの協議会がありますので、協議会などと一緒に考えながら、エリアを限定しないと、ここから全域で界わいというのはちょっとあり得ないかなと思っ
ているので、少しそういったエリアの検証などを地元の方々と考えていければと考えています。

界わいについて報告できるのはここまでになります。以上です。

- 委員長 ありがとうございます。今の界わい形成地区の取り組み等について、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。
- 委員 成城の、住民主体でやったとおっしゃいましたけれども、区の関与というのはどういう感じなのでしょうか。
- 事務局 住民主体で協議会ももちろんあって協議会も提案をしているのですが、街づくり課もそういったルールづくりの専門なので、そこはアドバイスとか一緒に考えながらやっていますので、協議会だけではやっていないスタンスです。
- 都市整備政策部長 もともと成城自治会さんがかなりいろいろな活動をされていて、それがベースにあったのですけれども、今後まちの維持といいますか、保全というものをさらに進めるために、街づくり条例に基づく地区街づくり計画、今紹介したこの計画をつくって、行政側で最終的にはこれをつくったのですけれども、建築確認等と連動するような形をとって、行政側からも指導をするというような、一緒になってやっていく取り組みを進めたと、そういうものでございます。
- 委員 代田のまちづくり協議会というのが先月発足しまして北沢支所でお願いしているのかな、いろいろ熱心に。
- 都市整備政策部長 そうです。北沢総合支所で。
- 委員 やっていただいているのですけれども、住民はよくわからなくて、2、

3人詳しい方がいらっしゃるのですけれども、意見続出でどうしたらいいかなと運営を悩んでいるのです。

○都市整備政策部長 いきなり何かルールをつくるということは区もそういったことはやらないのですけれども、いろいろ皆さん方とまちをまずは点検等をして、どういうふうなまちにしていくのか、まちの持っているやはり魅力というものをどちらかというところを引き出すような方向で、それとやはり地域の方々が大事にそれを継承していくというところが大事なので、いきなり規制をつくってこうやりますよということはやりませんので、そういう意味では少し時間をかけてご理解をいただきながらやっていくと、そういうことで協議会をつくって、そこをベースにしながら皆さんと一緒に取り組むということだと思います。

○委員 どうしてもお年寄りの方は気が急いで、俺の元気うちに何とかせいと。こういうのは非常に参考になりますよね。

○委員 やはりちょっと不勉強で経緯がわからないと逆に、やはり地区街づくり計画と界わい形成地区の差とかが、やはり区民にどれだけ伝わるかというところ結構難しいなと思います。もちろん景観の部分でこういうことがやれるというのは、こっちならではだよということもあるのですけれども、それ以外でも結構ツールがたくさんあるので、何か組み合わせたらできてしまうのではないかとこの辺で少し整理が今後要るのかもなと思います。横浜ですと横浜市地域まちづくり推進条例というのがあって、地域づくりルールと地域づくりプランがあります。まずその地域まちづくり組織を認定しなければいけなくて、認定した人たちが地域まちづくりルールと地域まちづくりプランをつくれる団体になるのですけれども、プランだけ持っているところもあるし、ルールだけ持っているところもあるし、両方持っているところもあるのです。

だからどちらかというところ地区街づくり計画はまさにそのルールに近いところですが、界わい形成地区もルールなのだけれども、でも何かちょっとプラン的な雰囲気もあり、まさにポジティブに捉えて考えていくみたいなのところもあって、少しそういう役割分担みたいなののがうまくできるのかなとも今ちょっと思いました。特にこのアドバイザーの方を入れてやはり

創造的な協議というか、前向きなことを考えていこうという色がこちらのほうが少し強いのかなとお見受けしたのですけれども、その強みみたいなものが見えると、これやって意味があるのだとかというのが伝わりやすいのかなと思います。それがだからこの2つあるけれどもどっちなのとかどうするのか結構いろいろ聞かれてしまうのではないかなという気がしたので、その辺をうまく、もちろんルールも含めてやるのだけれども、何かこういうところが強みなのだよというのがもう少しわかると使いやすいのかなと思いました。

○都市整備政策部長 まさに奥沢は今そのことを私からもお願いして、いろいろな何々条例、何々法に基づくところなのですけれども、地域から見ると全くその差がわからない。今回、景観形成ということで、地域に入っていくときに、一方では地区街づくり計画をつくって、区はいっぱいつくって、100地区つくってやってきているのですけれども、それとの違い、何が違うのか。

ですからそういうようなところを丁寧に地域とやりとりをして、ここに合う手法を入れていくというような、その目指す方向などもやはり共有していないと、いきなり何か入れていくというのではないので、そこのところにちょっと時間をかけていきましょうということで、奥沢のところ少し、今年度以降ですね、そういった活動をしながらかし時間をかけながらやっていこうということで今入っていますので、今、〇〇委員が言われたところもちんちんもしっかり押さえながらやらなければいけないなと思っています。

○都市デザイン課長 成城地区も奥沢地区も非常にいい住宅街なのですが、成城地区はもう長年、成城憲章から始まって今回の地区街づくり計画と、住民の方が非常に勉強されていて、地区街づくり計画ができたので今度界わい形成地区についても聞きたいということで、お話しするとかなり理解されるのですね。

ただ、成城地区も本当に先ほど説明したようにとても広いので、その全部で界わい形成地区はちょっとできるものではなくて、その中で特にこの魅力を伸ばしたいというところについて、専門家が事前に協議をする、そういう機会をつくる。そういう仕組みだということで、どこのエリアを伸ばしていきたいか、地区の方でもう少し話し合ってみてくださいというところで

お話ししています。

奥沢のほうは、今まで街づくり課が中に入ってやっているという経験がないので、住民の方も初めてこれから学びながら、まちの魅力を歩いて再発見するところからスタートということなので、その流れの中で界わい形成地区に行くのか、地区街づくり計画をまずやろうということになるのかは、ちょっと今年の様子を見ながら丁寧に進めていきたいなと思っています。

○事務局 奥沢自体は過去に耕地整理等あって、まちの基盤がある程度整っているんで、強いて言えばまちの問題が少なかったんで、まちづくりの動きはありませんでした。住民さんの活動が活発だったというところがあるので、成城と奥沢はベースが違うかなというところなんです。もしかするとこれをきっかけに地区まちづくりやろうよとかという話になれば、こういったものができるかもしれないというところなんです。なかなか界わいありきで進めるというのは住民さんからしてもちょっと失礼な話なので、みんなで考えてみようというところが今年ですかね。

○委員 私もちょっと奥沢とか成城に前にインタビューに行ったことあるのですが、やはり特色が違う。同じ近代住宅でも特色が違うと思うのですが、奥沢はこの土とみどりを守る会というのは、全地区ではなくて、ある程度合意をとれた、手を挙げた人同士の会だったと思うのですね。それが地元で協議会ができるということは、一歩前に出たということですからごくよかったなと思うのですが、奥沢は意外に自由が丘に近いですよ。歩いているうちに気がついたら自由が丘、私ちょっと方向音痴なので気がついたら自由が丘なので、あれここまでお店あるのみたいな。

例えば成城だったら駅から商店街、業務地があって郊外になってくるのに、自由が丘は歩いているうちに業務地になってしまうみたいな、業務地と言うのですかね。まちになって。意外にさっきの広告物ではないですけども、そういうことに対して無防備だと思うのですよね。多分単純に制度として地区景観法の景観計画と地区計画どかが違うのと突き詰めるのもあるのですけれども、どこにシフトして景観計画、界わい形成地区でやろうかというのを、やはりある程度フォーカスしていかないと、多分場当たりでその地区もあれもこれもになってしまうので、ここの地区は看板をやろうとか、緑のこと

を何とか界わい形成地区にやっ払いこうとか、あとせつかく、あんまりこれこれと言っているとその地元の合意もあると思うのですけれども、でもせつかくこれだけ緑の蓄積がもうあるので、何かここからこれに合った色のことも入れられるかもしれないし、これはすごい材料としても、あんまり持ち上げると、地元の微妙なバランスがあると思いますけれども。

何か色と看板にちょっと力を入れるとか、そういう取っかかりはあるのかな。

○都市整備政策部長 まさにそうだと思います。景観形成のほうは、どちらかというと重ね合わせていくのか、別のものをそれぞれ使い分けていくのか、いわゆる選択するのとかと、いろいろ手法があると思うのですが、界わい形成のほうはどちらかというと地域の特徴のところを伸ばすようなところで入れていけないかなというのがちょっとこちらのほうの今、意識としては持って、地元に入っているといっていますので、そうは言っても行政側からこうですよということもなかなかできないので、地域との取り組みがありますので、その経過も見ながら少しやりとりを重ねていながら、特徴的なところに形成地区というところで、ある程度限定したところに入っていきたいなどは今、考えていますね。

○委員 成城のほうも思ったこと、感想に近いのですけれども、何か地区街づくり計画まで行っていたのを忘れていたのですけれども、最近でしたっけ。

○都市整備政策部長 つい最近ですね。

○委員 景観協定も認定された協定になっているのですよね。だからダブルで何重にもいろいろな制度が成城はかかっているということですか。

○都市整備政策部長 景観協定は入っていない。

○委員 では景観協定ではなくてまちづくり協定？ 住民協定か、成城協定か。

○都市整備政策部長 区民街づくり協定。

○都市デザイン課長 あと成城憲章。

○委員 認定している。憲章は憲章で残っているのですかね。

○都市整備政策部長 憲章は残っています。

○委員 この自治会自体は全成城なのだけれども、界わい宣言もありますよね。界わい宣言の話で前に何かちょっと地元の方に伺ったときだと思うのですけ

れども、記憶がはっきりしないのですけれども、割と北側のほうが法人というか、企業が土地を不動産を持っていて、割と南のほうが昔から住んでいる方とかが、顔の見える不動産。今の状況はわかりませんけれども。

やはり、さっきのたまたまオーナーがすごくいいオーナーで、自分から〇〇〇を茶色くしたなんていう例があって、でもそれのほうがもしかしたらいいテナントが入ってくれてお得だということになれば、みんなもそうなってくればいいと思うのですけれども、ある程度成城の中でも業務地のところと、本当に住宅だけのところという、地区ごとにかなり特色があるのではないかなと思いました。やはりまずは何かに特化して始めたほうが、看板なら看板とかに特化してやっていったらどうかと思いました。

○委員長 あと、いかがでしょうか。

これ、私のほうから界わい形成地区、いわゆる景観法に基づく景観形成地区に相当するということの理解でよろしいのですよね。そうすると、例えば〇〇委員のところの横浜とかでこういった事例というのはあつたりするものなのですか。景観形成地区を実際にやられている事例というのは実際に。

○事務局 景観の重点区域とかでどこかを特定して、重点的にやるよというのは結構歴史的な資産があるところなので、例えば旧東海道とかそういうのがあります。

○委員 横浜もあり過ぎてもうめちゃくちゃでもあるのですけれども。

○委員長 世田谷でないというのが、23区の中でほかには結構事例があるほうなのですか。

○事務局 ほかの景観計画を策定しているところは重点区域を設けている。大体が、行政がここは守っていきたいよと、例えば旧街道だとかというところを上から指定して、住民の合意を得るというタイプが多くて、住民と一緒に考えながら基準をつくっていくというよりは、行政側が基準をつくってお伺いを立てるという流れのほうが多いかもしれません。近隣自治体に聞いた限りではですね。

○委員 景観計画上は、重点地区という制度は特になくて、ただ要は厳しめに設定する地区のことをみんな重点地区と呼んで、その中で運用して要は分けているということです。そういう形が多かったです。

- 事務局 一般のエリアとは分けて考えるみたいなのが多いですね、景観計画の中で。
- 委員 今お話しすることかどうかちょっとわからないですけども、以前アメリカに住んでいたことがあって、そのときは家を建てかえをするときに、隣の家、近隣のお家に署名が必要だったのですね。隣が建てかえるときに「こういう家に建てかえますけれども、いかがでしょう」という伺いが来て、それに近隣の人が納得すればでは建てかえていいですという、そういうことがあったのですね。それというのは、とても私はインパクトがありまして、街並みとしてとても景観が整うのですね。結局、こんなところは建てては嫌だとか言える場所が市民同士であるので、やはり隣同士なので仲よくやっていきたいしという、そういう両面をうまく取り入れた制度だなと思って、一応参考までに。
- 都市整備政策部長 それもすごいですね。界わい形成地区の中で上手に場合によってはルールというかプランなど生かされるような地域ができていいですね。
- 委員 ですから成城憲章とか、多分奥沢のこういうのは、そういうようなものに近いのかなと。周りの共感を得られて初めてそれが先に進んでいくという意味であるのかなと思いました。
- 都市整備政策部長 ありがとうございます。
- 都市デザイン課長 こちらのガイドの中を開いていただくと、5ページの特徴2というところに、界わい形成地区に指定されたときの届出手続というのがあるのですが、その中で事前調整とか相談をして、②で地域住民への情報提供というのがあるので、ちょっと同意というところまでは至らないのですけれども、近隣の方にこういうものを建てますよというのをあらかじめお知らせする機会というのはここに指定されると出てきます。
- 委員 近い感じかもしれないですね。
- 委員 神奈川県にも、藤沢あたりでも相当きついですね。近隣の方が建てようと思うと、例えばマンションを建てないでくれとか、同じ建築物でも一戸建ての細かい家はいいけれども、いわゆるアパートにしないでくれとか、そういうのをみんなで決めているのだということも何カ所かあるみたいですよ。

○委員 町田市のつくし野もそうです。

○委員 そうですね。結構日本でも、大体向こうに住んだ方が同じことをやるみたいですが、神奈川県は相当そういう意味では進んでいるのではないかと感じたのですけれども。世田谷はそれから見たらあんまりうるさくないなという感じがしたぐらいです。

○委員長 ほかに、よろしいでしょうか。時間を気にしながらですね、済みません。

では続きまして、2点目の報告をお願いいたします。

○都市デザイン課長 2点目は、今年の3月15日から5月31日まで実施いたしました地域風景資産の普及啓発イベント「せたがや地域風景資産クイズコンテスト」について、担当係長よりご説明させていただきます。よろしくお祈りします。

○事務局 皆さんお手元の茶色い冊子を配って、約2カ月半くらいですね、地域風景資産に関するクイズを募集しました。その結果を少しご報告させていただきます。

まず、この2カ月半で、どれだけの応募があったか。242通もいただきまして、全部の地域風景資産に関するクイズが集まったと。86資産ありまして、ただ所有者とか建物がなくなってしまったというので、そのブックに載せているのは84資産なのですね。その84資産分のクイズが全部集まりました。

審査も終えまして、審査の基準は、基本は地域風景資産に行ってもらいたいので、現地に行けばわかるクイズというような視点と、子どもから多世代が理解できるかというのと、資産に関係があるかというのはもちろん大事なので、その視点と、あとユーモア、オリジナリティというようなところで審査をして、選定をしました。一応84資産のクイズが選定されました。

もう選定したので、選んだクイズはちょっとここで公表できないのですけれども、秀逸なクイズが多くて、これおもしろいだけでも点数つけたら外れたというのを少し、残念なのですけれども紹介します。

例えば、世田谷観音が地域風景資産に選ばれているのですけれども、境内にいないのは誰？ 境内にあるのは誰ではなくて、この中でいないものがある

りますよと。龍神様、薬師如来、マリア観音となったときに、では〇〇委員、
答えは何でしょう。クイズです。行けばわかるのですよね。

○委員 龍神様。

○事務局 龍神様がないかなと。普通マリア観音とかいないのではないかな
と思うのですけれども、実は世田谷観音はいろいろなものがいて、龍神様も
いますし、マリア観音も実際にいるのですね。薬師如来という一番いそうな
ものがないというクイズです。

もう1つくらい。これも感覚ですけれども、成城の富士見橋にはこういう
ふうに富士山を切り取るような額縁があるのですね。この問題は、現場を測
って問題にしてくれたのですね。この額縁のサイズは幾つでしょう。では、
〇〇委員どうでしょう。感覚的に。

○委員 1番。50×90。

○事務局 1番。50×90。実際は結構大きくてですね、103から1間く
らいあるのですね。これだけの額縁があって、風景に溶け込んでいる。こん
な問題が、実はこれは残念ながら落選。なので、来年度、春にはその84資
産のクイズを皆さんからいただいたクイズをラリーブックにして回ってもら
おうかなと。子どもたちもこういう問題であれば行ってはかればわかるので
はかってみようとか、見つけてみようというちょっときっかけになるかなと
いうところで、ありがたく全部クイズがそろったので。一応、記念品のグッ
ズは参加した人に配っていて、採用された方にはこの手拭いが配られる。ご
応募いただいて、採用された方がいればもらえたのですけれども。一応ニッ
クネームとかで出せたので、誰がつくったかは、大体皆さんニックネームに
なっています。

一応、先ほども申し上げましたが、今選定が終わって、これから冊子をま
たつくりします。それで春に一番桜の資産も結構多いので、いい時期に回って
もらおうかなという企画になります。以上になります。

○委員 さっきの手拭いは買えるのですか。

○事務局 売っていません。

○事務局 限定なので。

○委員 限定なのね。残念。宣伝したいですよ。

○委員長 ただいまのご説明に対してご質問あるいはご意見がございましたらどうぞ。10分程度。

○委員 欲しい。

○事務局 まだ余ってはいる、若干余っているけれども何かの機会に。職員が何パターンかデザインして、課内で投票して、どのデザインで行こうと。ほかにもいいデザイン幾つかあったのですけれども、これを採用して。意外と少額で、つくれる景品としてはいいのかなど。そんなに予算はとれないので、意外と安くできたので。金額は言いませんけれども。

○委員長 子どもたちからの応募とかそういったものはわかったりしたのですか。特定できないのですか。

○事務局 小学生ともう少し小さいお子さんがお母さんと一緒にクイズをつくったりしたものの応募もありました。

○委員長 これも普及啓発ですかね。地域風景資産については、何かございますか。

○委員 特に次の選定するとかそういう話はない？ 今年の事業？

○事務局 そうですね。次回の選定については少し今、第1回から15年くらいたっているので、少し課題も見えているので、課題の整理などしながら次の選定に向けた、要はどんどん選んでどんどん数を増やしていけばいいのかという話ではなくて、少しやはり年代もたっているので、どう取り扱っていくみたいなのを考え始めているところです。その辺を今年まとめたいと思います。

○委員 こういうので現地に行くことである意味刺激というか、みんなでということ、いいのではないですか。

○事務局 そうですね。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で議題と報告は終わりますので、次第では事務連絡となっておりますので、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○都市デザイン課長 今後の予定についてご連絡させていただきます。次回の第2回風景づくり委員会は、こちらの次第の下のほうにございますが12月1日の午後3時からを予定したいと考えておりますが、皆様のご都合につい

て確認させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。かなり先になります。

○事務局 ちょっと会場等もなかなかすぐ埋まってしまうので早目にとということで、ちょっと設定をさせていただいております。皆様のご都合がよければこれで会場を手配したいなと思っておりますが、もう既に何かあるという方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですか。よかったです。

○都市デザイン課長 ありがとうございます。

○事務局 ちょっと開催の時間帯が午後3時ということで、今回とちょっと違いますのでお間違いのないように。

○委員 場所はここですか。

○事務局 場所はこれから手配します。

○都市デザイン課長 それでは、12月1日の午後3時からということで、場所はまた改めてご連絡させていただきます。次回の委員会までに、本日皆様からいただきましたご意見を踏まえて、ガイドラインの案の検討を進めてまいります。

また10月にはガイドラインに関する区民意見募集も実施いたしますので、そちらの結果も合わせてご報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、これをもちまして平成29年度の第1回風景づくり委員会を閉会いたします。きょうはどうもありがとうございました。

——了——